

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

ダン○リンもびっくり!?

元労働基準監督官の現場奮闘記

町田安全衛生リサーチ 代表 村木宏吉

特集Ⅱ

安全カレンダーで教訓伝える

災害発生日にメールを配信

昭和電工横浜事業所

別冊付録

職場の法令点検 安全衛生法令チェック表・上

埼玉県社会保険労務士会

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2211

2014

6 / 1



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人S Rアップ 福岡会
堺経営労務管理事務所

所長 堺哲哉

第 173 回

業務災害と認められ治りかけていたが、同じ所を再度骨折

■ 災害のあらまし ■

清掃業を営むS社は、ゴミ収集車により市内を巡回し家庭ゴミの収集を行っている。

S社では日頃より安全教育に力を入れており、収集作業中の車両への飛び乗り、飛び降りについて禁止事項として殊に戒めているところであったが、収集作業員であるBは巡回中、収集作業のため助手席から飛び降りた際バランスを崩し着地に失敗したため、足を捻り左腓（ひ）骨を骨折した。この負傷は業務上のものだと、労災保険の支給を受けていた。

だが、ようやくそのケガも治ろうかという段になって通院の際に病院の階段を踏み外し、また同じ箇所を再度骨折してしまった。

■ 判断 ■

今回の同じ箇所の再骨折については、通院の際の病院での階段の踏み外しという事故は労働災害ではない。それはそれ自体業務上の行為ではなく、また、事業主の指揮命令下にあったともいえず、事業場内の事故でもないからである。

であるが、そもそも初めの業務上骨折がなかったら足元も不自由でなく、階段を踏み外すということもなく、再度骨折することもない、と推論できるため2度の骨折について因果関係を認めることができる。したがって、2度目の骨折も業務上傷病として労災保険の対象となった。

■ 解説 ■

労災保険ではその傷病と最初に業務上と認定された傷病との間に因果関係があるかないかによって、業務上（労災保険の支給

対象)となるか否かを判断している。この場合、初めの業務上傷病との因果関係に着目すると、次のような形に分類できる。

(分類Ⅰ)

最初の業務上傷病とその後の傷病との間に何の関係も存在しないとき、この場合は業務外であることは明白である。

例えば、業務上傷病の療養期間中に、業務外の交通事故に被災したなどがこれにあたる。

この場合、療養の補償を行うのは交通事故を起こした加害者であり自賠責保険による手当てを受けることになるだろう。

(分類Ⅱ)

両者の間に因果関係がある場合。この場合は、さらにいくつかのタイプに分けられる。

たとえば、業務上の負傷を(A)、その治療及びそれに付随する行為を(x)、再度の負傷を(a)とすると、次のような場合には因果関係が認められる。

イ. Aがなかったならば(xもなく、xがなければ)aも生じなかったであろうという場合。

ロ. Aがなかったならば(xが生じたとしても)aは生じなかったであろうという場合。

業務上災害による骨折(A)がなければ、治療のための通院も足元が不自由で階段を踏み外す(x)ということもなく、再度同一部位の骨折(a)も起こらなかったというこの事例は上記イ.にあたる。また労災病院に入院療養中の労働者が、医師の指示に基づき療養の一環としての機能回復訓練中に発生した災害が、当初の業務上の負傷との間に相当因果関係が認められるので業務上とされたケースがある(昭42・1・22基収7808)。



なお、Aが生じなかったとしても、xが生じたならばaは生じたであろう、といった場合には、A a間に因果関係は認められない。

(分類Ⅲ)

両者の間に自己または他人の故意ある行為が介在していた場合

この場合にはAa間に条件関係がみられても、一般には因果関係はないとされている。

例を挙げれば、業務上傷病の療養期間中であるにもかかわらず、診療担当医の許可もなくスポーツ競技を行い症状を悪化させた場合などがこれにあたる。

そもそも、労災の被災者で療養期間中の者は治療に専念する義務があるのだから症状を悪化させる行為などは言語道断である。

また、故意にこれを行った場合労災保険の支給制限を受ける場合がある(労災法第12条の2の2)。

なお、この場合の支給制限は、1件につき休業補償給付、傷病補償年金または休業給付、傷病年金の10日分となっている。もちろん、ここにいう故意には未必の故意は含まれないこととなる。